

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年 6 月 1 日提出
【計算期間】	第 2 期 （自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日）
【ファンド名】	ライジング・トルコ株式ファンド
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3423
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、「ライジング・トルコ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	ファミリーファン ド	あり ()
一般	年 2 回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
大型株	年 4 回	北米		
中小型株	年 6 回	欧州		
	(隔月)	アジア		
債券	年12回	オセアニア		
一般	(毎月)	中南米		
公債	日々	アフリカ		
社債	その他	中近東		
	()	(中東)		
その他債券		エマージング		
クレジット属性 ()				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 2 回	目論見書又は信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、「ライジング・トルコ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1

トルコの株式※に投資し、信託財産の成長を目指します。

- 当ファンドは、トルコ株式に投資を行う「ライジング・トルコ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象といたします。なお、株式等に直接投資する場合もあります。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
※トルコの株式には、DR（預託証券）を含みます。

2

実際のトルコ株式の運用は、ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）が行います。

- 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。

3

毎年3月3日と9月3日（休業日の場合は翌営業日）の年2回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーについて

- スイスを代表する資産運用会社の一つ
- 1969年スイスで設立。現在、グローバルに23拠点を展開
- 運用資産額:806億米ドル（約6兆6,245億円）
- 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

（2012年3月末現在）



<銘柄選定のポイント>

- 成長セクター企業、もしくは、成熟度の高いセクターで地位を確立した企業
- 商品性・サービス・販売網で優位性のある企業
- 経営戦略が明確な経営陣であり、環境変化に対応できる柔軟性を持っている企業
- 成果主義に基づく適切なインセンティブが付与された、質の高い人材（人財）を有する企業
- 低い負債比率と高いキャッシュフローを有する、バランスシートが健全な企業
- 企業価値に対して株価が割安な企業

（２）【ファンドの沿革】

平成23年４月１日 信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

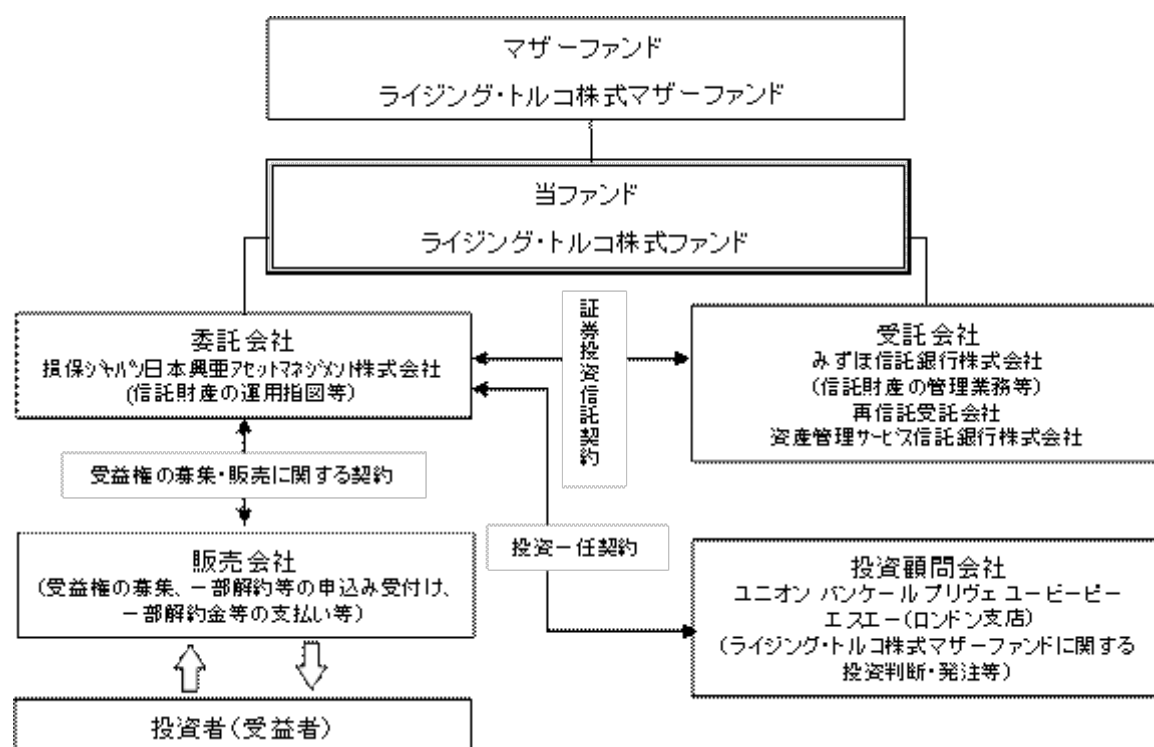
ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「ライジング・トルコ株式ファンド」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「ライジング・トルコ株式マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「ライジング・トルコ株式マザーファンド」には、ライジング・トルコ株式ファンド以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

（ ）委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

() 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

() 投資顧問会社：ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）

委託会社との投資一任契約に基づき、「ライジング・トルコ株式マザーファンド」の投資顧問会社として、トルコ株式等の運用の指図等に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円（平成24年3月末現在）

() 委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年	9月30日	金融商品取引業者として登録
平成22年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

() 大株主の状況（平成24年3月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
NK S Jホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合 計		24,085	100.0

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、積極的な運用を行います。

b．運用方針

投資対象

ライジング・トルコ株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- （ ）ライジング・トルコ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、トルコ株式（ＤＲ（預託証券））を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して、積極的な運用を行います。
- （ ）株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。
- （ ）株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げることがあります。
- （ ）実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- （ ）資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- （ ）投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- （ ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りします。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ライジング・トルコ株式マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものを

いいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

a. 委託会社の運用体制と社内規程

（運用体制）

投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。

各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を

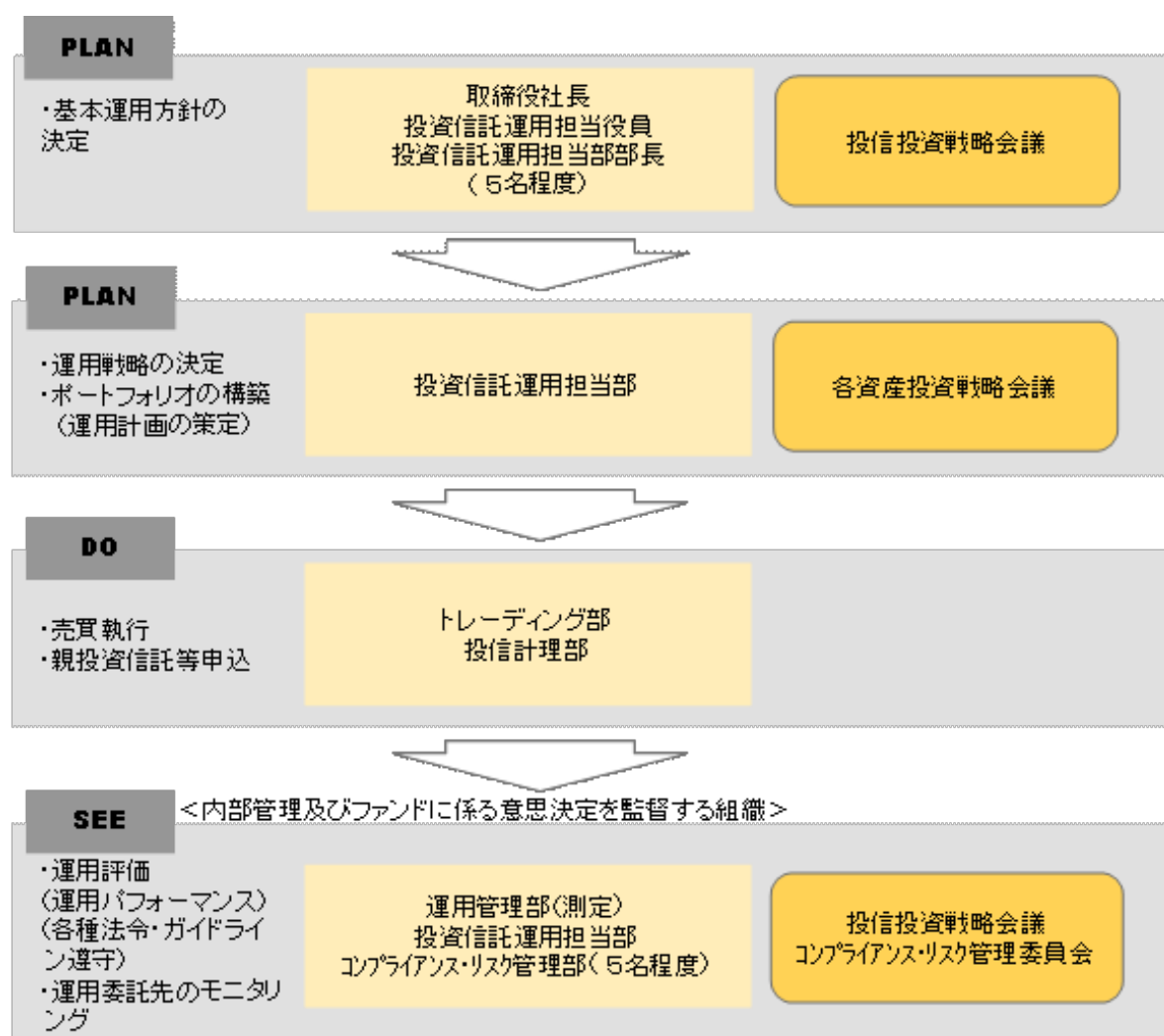
執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

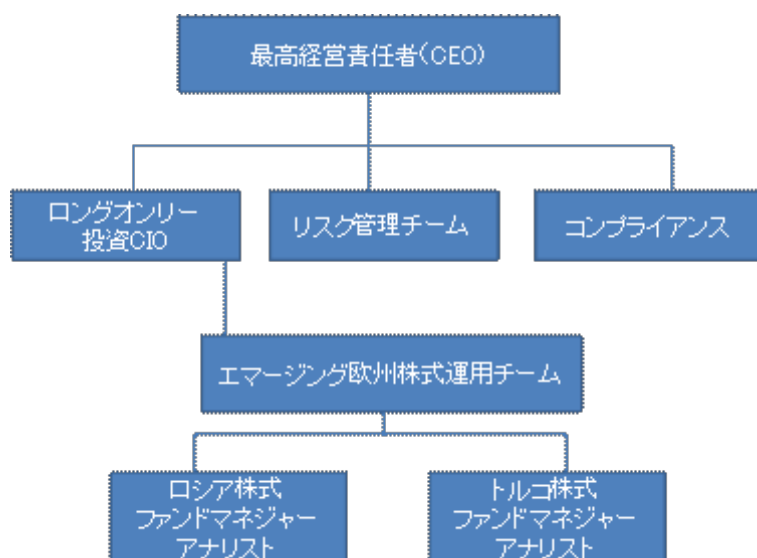


※平成24年4月1日現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先の運用体制等

マザーファンドの運用委託先であるユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーでは、以下の体制により運用を行っております。

トルコ株式の運用は、ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）のエマージング欧州株式運用チームが担当します。



ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）におけるトルコ株式運用の意思決定にかかわる運用会議は以下の通りです。

ブレイン・ストーミング	週次会議	ポートフォリオ構築 随時	月次会議
全員	全員	運用マネージャー CIO	全員
➢投資アイデア ➢調査活動要約 ➢市場見通し ➢連絡事項	➢銘柄推奨 ➢投資行動	➢売買決定 ➢ポートフォリオ戦略	➢運用実績分析 ➢リスク管理 ➢投資行動 ➢トラッキングエラー

平成24年3月末現在のものであり、今後変更される場合もあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として３月、９月の各３日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。））ならびに投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

投資する株式等の範囲

- （ ） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引

受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- () 前記()の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記()の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記()の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回

避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「ライジング・トルコ株式マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して、積極的な運用を行います。

2．運用方針

（１）投資対象

トルコ株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

トルコ株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して、積極的な運用を行います。

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、トルコ株式等の運用指図に関する権限をユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）に委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（３）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券ならびに投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第22条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第24条の範囲で行います。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

株式投資のリスク

当ファンドでは、株式を保有します。株式投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

「価格変動リスク」とは、株式の価格が、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は大型株に比べ価格変動性が高いことが多いといえます。

「信用リスク」とは、株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により、当該発行者の株式の価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）。

「流動性リスク」とは、市況等や株式の発行者の財務状態等の影響による株式の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で株式を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。株式の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できて価格が大きく乱高下すること等があります。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は、大型株に比べ流動性に欠けることが多いといえます。

カントリーリスク

当ファンドはトルコ株式を主要投資対象とするため、トルコの政治・経済、税制、取引制度・慣行や社会情勢およびトルコを取り巻く国際情勢の変化等により、混乱が生じた場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。一般的にトルコ等の主要先進国以外の国の証券市場は、主要先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いため、価格の変動性が大きくなる可能性があります。また、主要先進国の経済と比べて、当該国の経済は脆弱である可能性があるため、政治不安、周辺諸国との関係の悪化、インフレ・国際収支・外貨準備高等の経済指標の変化等が為替市場や証券市場に与える影響は、主要先進国以上に大きくなる可能性があります。したがって、主要先進国市場に投資する場合と比べ、政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

為替変動リスク

当ファンドでは、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。

コール・ローン等の相手先に関するリスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価

額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

トルコ株式運用の委託に関わる留意点

実際のトルコ株式等の運用を行うユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）の運用担当者、運用体制、経営陣、組織等に大きな変更がある場合には、委託先の変更やファンドの運営が困難になる等の可能性があります。

ファンド設定当初のトルコ口座開設に時間がかかる場合および設定後の資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

販売会社に関わる留意点

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社の取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<ご換金時>

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとしま

す。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

大口解約の制限に関わる留意点

いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。

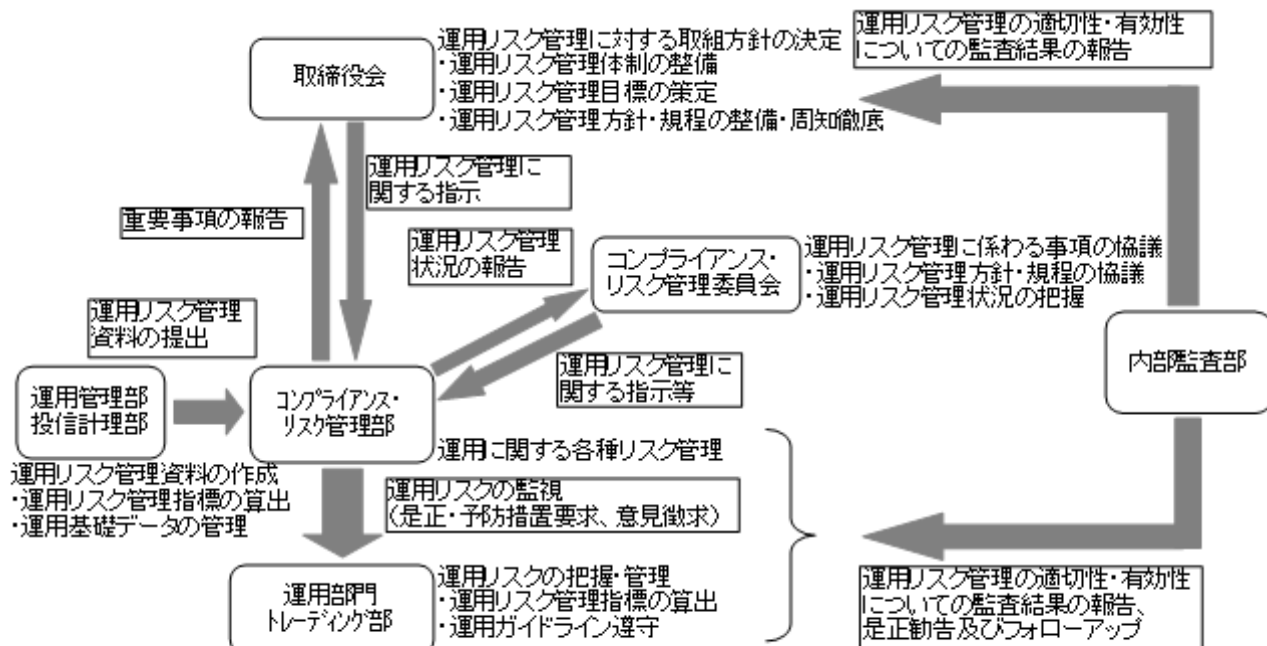
また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申し込みにはご対応できない場合があります。

ご解約代金の支払いに関わる留意点

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

< リスクの管理体制 >

a．委託会社のリスク管理体制



（注）上図は、平成24年4月1日現在のものであり、今後変更されることもあります。

b．運用委託先のリスク管理体制等

マザーファンドの運用委託先であるユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーには、運用部から独立したコンプライアンス部門があります。運用ガイドラインの遵守に関しては、コンプライアンス部門によりモニタリングが行われます。取引の発注は、事前のコンプライアンスチェック機能を備えるシステムへの入力を行い、ガイドラインに抵触しない銘柄のみ発注が行えるようになっており、ガイドラインに抵触する取引の発注は未然に防止される仕組みとなっています。

リスク管理に関しては、運用部から独立したリスク管理チームによってモニタリングがなされています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜申込み時に受益者が負担する費用・税金＞

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

＜信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金＞

時期	項目	費用・税金		
毎日	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率 1.869%（税抜1.78%）		
	信託報酬の配分 純資産総額に対し	委託会社	販売会社	受託会社
		年率1.029% （税抜0.98%）	年率0.7875% （税抜0.75%）	年率0.0525% （税抜0.05%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.869%（税抜1.78%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.60%を乗じて得た額とします。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00735%（税抜0.007%））を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

[平成24年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

[平成24年12月31日まで]

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

[平成24年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

（注1）個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

（注2）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年3月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	14,472,877,044	96.77
現金及びその他の資産（負債控除後）		482,463,072	3.23
合計(純資産総額)		14,955,340,116	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

< 参考 >

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「ライジング・トルコ株式マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

ライジング・トルコ株式マザーファンド

平成24年3月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	トルコ	13,399,720,804	92.58
投資証券	トルコ	382,485,612	2.64
小計		13,782,206,416	95.22
現金及びその他の資産（負債控除後）		691,592,273	4.78
合計(純資産総額)		14,473,798,689	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）時価合計（円）については、平成24年3月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位30銘柄

平成24年3月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	評価損益（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	ライジング・トルコ株式マザーファンド	17,211,174,985	0.8318	14,315,422,896	0.8409	14,472,877,044	157,454,148	96.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成24年3月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.77
合計	96.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>ライジング・トルコ株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位30銘柄

平成24年 3 月30日現在

順位	種類	通貨	国/地域	銘柄名	業種	保有 数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	6,164,000	312	1,926,238,379	318	1,960,706,760	13.55
2	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	AKBANK T.A.S.	銀行	3,240,000	326	1,055,845,428	322	1,042,560,720	7.20
3	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TURKIYE IS BANKASI-C	銀行	4,673,000	193	903,674,326	199	930,637,296	6.43
4	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFFINE	エネルギー	365,000	1,992	726,902,388	2,051	748,779,250	5.17
5	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	HACI OMER SABANCI HOLDING	各種金融	2,165,000	345	746,281,684	344	744,556,490	5.14
6	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	電気通信サービ ス	1,475,000	438	646,604,523	421	621,497,150	4.29
7	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	KOC HOLDING AS	資本財	1,747,000	335	585,670,315	328	573,421,304	3.96
8	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	988,000	562	555,260,228	574	567,057,660	3.92
9	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	食品・飲料・た ばこ	473,000	1,188	561,731,486	1,153	545,132,500	3.77
10	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	電気通信サービ ス	1,529,000	347	530,146,282	349	534,290,702	3.69
11	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TEKFEN HOLDING AS	資本財	1,324,237	272	359,746,361	286	378,493,419	2.62
12	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	YAPI VE KREDI BANKASI	銀行	2,266,000	157	355,539,220	163	368,752,978	2.55
13	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	食品・生活必需 品小売り	119,000	2,871	341,596,644	3,077	366,183,825	2.53
14	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	銀行	1,767,000	147	259,009,752	154	272,072,058	1.88
15	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	資本財	1,045,000	235	245,558,828	257	268,813,710	1.86
16	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	素材	148,000	1,564	231,454,208	1,526	225,834,680	1.56
17	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	PINAR ENTEGRE ET VE UN SANAY	食品・飲料・た ばこ	742,183	301	223,079,429	296	219,657,965	1.52
18	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	AKFEN HOLDING AS	資本財	464,289	456	211,605,017	473	219,388,160	1.52
19	投資証券	トルコ・ リラ	トルコ	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	住宅用REIT	2,000,000	108	216,956,601	107	213,904,000	1.48
20	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TRAKYA CAM SANAYII AS	資本財	1,500,000	132	197,360,900	129	192,928,500	1.33
21	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	IS FINANSAL KIRALAMA AS	各種金融	3,490,000	51	178,586,790	52	181,804,570	1.26
22	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	ARCELIK A.S.	耐久消費財・ア パレル	472,000	358	169,044,943	360	169,721,760	1.17
23	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TURK HAVA YOLLARI AO	運輸	1,362,000	121	164,883,653	118	160,737,792	1.11
24	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	KOZA ANADOLU METAL MADEN-NEW	素材	1,060,000	134	141,711,400	144	152,950,580	1.06
25	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	EREGLI DEMIR VE CELİK FABRIK	素材	920,000	185	170,089,399	161	148,442,000	1.03
26	投資証券	トルコ・ リラ	トルコ	IS GAYRIMENKUL YATIRIM ORTAK	各種REIT	2,584,333	56	144,156,679	54	140,582,547	0.97
27	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	自動車・自動車 部品	186,497	756	140,913,439	751	140,139,441	0.97
28	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	DOGAN SİRKETLER GRUBU HLDGS	資本財	3,260,000	34	109,708,780	37	120,228,800	0.83
29	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TOFAS TURK OTOMOBİL FABRIKA	自動車・自動車 部品	335,000	352	117,988,340	340	113,973,030	0.79
30	外国株式	トルコ・ リラ	トルコ	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	運輸	267,836	412	110,384,322	409	109,643,488	0.76

（注1）外貨建証券の評価金額は、平成24年 3 月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注2）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注3）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成24年 3 月30日現在

資産の種類	投資比率（％）
株式	92.58
投資証券	2.64
合計	95.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

c．業種別投資比率

平成24年 3 月30日現在

業種	評価金額（円）	投資比率（％）
銀行	5,327,230,587	36.81
資本財	1,954,749,333	13.51
電気通信サービス	1,155,787,852	7.99
各種金融	926,361,060	6.40
エネルギー	845,865,850	5.84
食品・飲料・たばこ	764,790,465	5.28
素材	743,533,070	5.14
食品・生活必需品小売り	366,183,825	2.53
自動車・自動車部品	281,884,494	1.95
耐久消費財・アパレル	272,609,278	1.88
運輸	270,381,280	1.87
小売り	157,108,800	1.09
公益事業	119,571,414	0.83
医薬品・バイオテクノロジー	107,394,560	0.74
保険	57,375,691	0.40
メディア	27,328,080	0.19
テクノロジー・ハードウェア	21,565,165	0.15
合計	13,399,720,804	92.58

（注）投資比率はファンドの純資産総額に対する各業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年３月30日及び同日前１年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	１万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち （円）	分配付き （円）	分配落ち （円）	分配付き （円）
第１期末（平成23年９月５日）	7,173	7,173	4,738,992,907	4,738,992,907
第２期末（平成24年３月５日）	8,239	8,239	11,800,920,003	11,800,920,003
平成23年４月末	10,564	-	5,960,482,925	-
５月末	9,068	-	5,151,045,050	-
６月末	9,146	-	5,267,600,412	-
７月末	8,493	-	5,291,416,553	-
８月末	7,067	-	4,668,682,018	-
９月末	7,264	-	4,864,558,902	-
10月末	7,329	-	4,909,613,806	-
11月末	6,567	-	4,362,676,884	-
12月末	6,294	-	4,137,462,914	-
平成24年１月末	7,325	-	4,995,628,612	-
２月末	8,125	-	11,343,609,924	-
３月30日	8,324	-	14,955,340,116	-

【分配の推移】

期間		１万口当たりの分配金（円）
第１期	自 平成23年４月１日 至 平成23年９月５日	0
第２期	自 平成23年９月６日 至 平成24年３月５日	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第１期	28.27
第２期	14.86

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成23年４月１日）から第２期末（平成24年３月５日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	6,709,463,249	102,851,427
第２期	8,714,995,772	999,199,758

（注１）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注２）本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(基準日:2012年3月30日)

基準価額・純資産の推移



- (注1) 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。
 (注2) 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(純資産総額に対して1.869%(税込み))は控除されております(以下同じ)。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。
 (注4) 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	8.324円
純資産総額	149.55億円

(注) 基準価額は、分配控除後です。

構成比率(対純資産)

ライジングトルコ株式マザーファンド	96.77%
コール・ローン等	3.23%
合計	100.00%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年09月	0円
2012年03月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

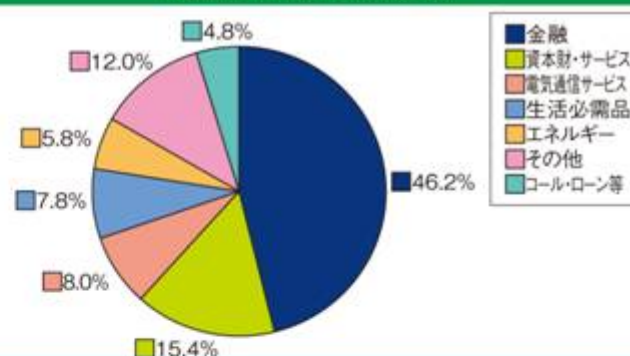
- (注1) 直近5期分の分配実績を記載しております。
 (注2) 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

主要な資産の状況(マザーファンド)

構成比率(対純資産)

株式	92.58%
投資証券	2.64%
コール・ローン等	4.78%
合計	100.00%

業種別構成比率(対純資産)



組入上位10銘柄

	銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1	TURKIYE GARANTI BANKASI	トルコ・リラ	トルコ	金融	13.6%
2	AKBANK T.A.S.	トルコ・リラ	トルコ	金融	7.2%
3	TURKIYE IS BANKASI-C	トルコ・リラ	トルコ	金融	6.4%
4	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	トルコ・リラ	トルコ	エネルギー	5.2%
5	HACI OMER SABANCI HOLDING	トルコ・リラ	トルコ	金融	5.1%
6	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	トルコ・リラ	トルコ	電気通信サービス	4.3%
7	KOC HOLDING AS	トルコ・リラ	トルコ	資本財・サービス	4.0%
8	TURKIYE HALK BANKASI	トルコ・リラ	トルコ	金融	3.9%
9	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	トルコ・リラ	トルコ	生活必需品	3.8%
10	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	トルコ・リラ	トルコ	電気通信サービス	3.7%
銘柄数					51銘柄

年間収益率の推移(暦年ベース)



- (注1) ファンド騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して算出しております。
 (注2) 2011年は設定日(2011年04月01日)を10,000とし年末までのもの、2012年は年初から基準日までの騰落率です。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （1）申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

<取得申込不可日>

- ロンドンの銀行休業日
- イスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）
- イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間

イスラム暦に基づくトルコの休日は毎年一定ではありません。なお、同休日の期間はイスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）にも該当します。休日の詳細につきましては、販売会社または委託会社（電話03-5290-3519営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- （2）受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- （3）当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- （4）お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗

じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（５）お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（６）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

（１）受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の換金請求不可日にあたる日はご換金のお申込みの受付はできません。

< 換金請求不可日 >

- ロンドンの銀行休業日
- イスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）
- イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より４営業日前までの期間

イスラム暦に基づくトルコの休日は毎年一定ではありません。なお、同休日の期間はイスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）にも該当します。休日の詳細につきましては、販売会社または委託会社（電話03-5290-3519営業部（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

一部解約の受付は原則として午後３時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

（２）受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (6) いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。

また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成28年３月３日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第49条第１項、第51条第１項、第52条第１項および第54条第２項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年３月４日から９月３日および９月４日から翌年３月３日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

（ ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ ）委託会社は、前記（ ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、

当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- () 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第50条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第50条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第50条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 () から () までに定める以外の方法

によって変更することができないものとします。

- () 委託会社は、前記()の事項（前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間の末日毎及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知っている受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約は、原則として、ファンドの償還日に終了するものとします。ただし、運用委託先が契約に違反した場合等には、契約の中止または変更をすることができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとし、

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に依りて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。なお、ロンドンの銀行休業日、イスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）ならびにイスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間においては、一部解約の実行の請求を受け付けません。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（5）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成23年9月6日から平成24年3月5日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ライジング・トルコ株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (平成23年 9 月 5 日現在)	第 2 期 (平成24年 3 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	185,759,043	519,133,722
親投資信託受益証券	4,595,920,319	11,424,892,896
流動資産合計	4,781,679,362	11,944,026,618
資産合計	4,781,679,362	11,944,026,618
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	95,358,838
未払受託者報酬	1,195,339	1,337,502
未払委託者報酬	41,359,866	46,279,025
その他未払費用	131,250	131,250
流動負債合計	42,686,455	143,106,615
負債合計	42,686,455	143,106,615
純資産の部		
元本等		
元本	6,606,611,822	14,322,407,836
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,867,618,915	2,521,487,833
純資産合計	4,738,992,907	11,800,920,003
負債純資産合計	4,781,679,362	11,944,026,618

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 5 日	第 2 期 自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日
営業収益		
受取利息	41,358	45,516
有価証券売買等損益	1,657,419,681	925,562,577
営業収益合計	1,657,378,323	925,608,093
営業費用		
受託者報酬	1,195,339	1,337,502
委託者報酬	41,359,866	46,279,025
その他費用	131,250	131,250
営業費用合計	42,686,455	47,747,777
営業利益又は営業損失（ ）	1,700,064,778	877,860,316
経常利益又は経常損失（ ）	1,700,064,778	877,860,316
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,700,064,778	877,860,316
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	14,063,126	29,743,532
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,867,618,915
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,051,052	270,479,521
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,051,052	270,479,521
剰余金減少額又は欠損金増加額	182,668,315	1,772,465,223
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	182,668,315	1,772,465,223
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,867,618,915	2,521,487,833

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第２期
	自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
３．その他	当計算期間は期末が休日のため平成23年 9 月 6 日から平成24年 3 月 5 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第１期 （平成23年 9 月 5 日現在）	第２期 （平成24年 3 月 5 日現在）
１．計算期間末日における受益権の総数	6,606,611,822口	14,322,407,836口
２．投資信託財産計算規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 1,867,618,915円	元本の欠損 2,521,487,833円
３．計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.7173円 （1 万口当たり純資産額 7,173円）	1 口当たり純資産額 0.8239円 （1 万口当たり純資産額 8,239円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 5 日	第２期 自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 13,264,706円	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 14,893,963円
２．分配金の計算過程 第１期計算期間末（平成23年 9 月 5 日）に経費控除後の配当等収益（36,493,162円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）及び収益調整金（528,576円）を対象収益（37,021,738円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。	２．分配金の計算過程 第２期計算期間末（平成24年 3 月 5 日）に経費控除後の配当等収益（1,566,657円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（48,162,903円）及び分配準備積立金（32,105,600円）を対象収益（81,835,160円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。

（金融商品に関する注記）

	第 1 期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 5 日	第 2 期 自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日
1．金融商品の状況に関する事項	（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 （４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第 1 期 （平成23年 9 月 5 日現在）	第 2 期 （平成24年 3 月 5 日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	第 1 期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 5 日	第 2 期 自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日

信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	5,632,207,854円	6,606,611,822円
期中追加設定元本額	1,077,255,395円	8,714,995,772円
期中解約元本額	102,851,427円	999,199,758円

（有価証券関係）

第１期（自平成23年４月１日 至平成23年９月５日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,657,419,681
合計	1,657,419,681

第２期（自平成23年９月６日 至平成24年３月５日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	926,115,703
合計	926,115,703

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ ）株式

該当事項はございません。

（ ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成24年３月５日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ライジング・トルコ株式マザー ファンド	13,751,676,572	11,424,892,896	-
合計	—————	13,751,676,572	11,424,892,896	-

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

< 参考 >

当ファンドは「ライジング・トルコ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ライジング・トルコ株式マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成23年9月5日現在)	(平成24年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	16,426,733	708,765,694
コール・ローン	46,949,546	8,502,655
株式	4,313,667,949	10,568,103,800
投資証券	218,877,613	350,681,169
流動資産合計	4,595,921,841	11,636,053,318
資産合計	4,595,921,841	11,636,053,318
負債の部		
流動負債		
未払金	-	210,622,918
流動負債合計	-	210,622,918
負債合計	-	210,622,918
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	6,442,276,871	13,752,961,662
剰余金		
欠損金	1,846,355,030	2,327,531,262
純資産合計	4,595,921,841	11,425,430,400
負債・純資産合計	4,595,921,841	11,636,053,318

「ライジング・トルコ株式マザーファンド」は、平成23年4月1日に信託契約を締結し、平成24年3月5日に第1期決算を行いました。上の表は、平成23年9月5日及び平成24年3月5日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「ライジング・トルコ株式マザーファンド」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
3．費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式・投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
5．その他	当計算期間は期末が休日のため平成23年 9 月 6 日から平成24年 3 月 5 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	（平成23年 9 月 5 日現在）	（平成24年 3 月 5 日現在）
1．計算期間末日における受益権の総数	6,442,276,871口	13,752,961,662口
2．投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,846,355,030円	元本の欠損 2,327,531,262円
3．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.7134円 （1万口当たり純資産額 7,134円）	1口当たり純資産額 0.8308円 （1万口当たり純資産額 8,308円）

（金融商品に関する注記）

	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 5 日	自 平成23年 9 月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日
1．金融商品の状況に関する事項	（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 （2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク	（1）金融商品に対する取組方針 同左 （2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （3）金融商品に係るリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 （４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 株式・投資証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	--	--

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成23年9月5日現在）	（平成24年3月5日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月5日	自 平成23年9月6日 至 平成24年3月5日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	5,463,240,000円	6,442,276,871円
同期中における追加設定元本額	979,036,871円	7,536,351,956円
同期中における解約元本額	- 円	225,667,165円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
ライジング・トルコ株式ファンド	6,442,276,871円	13,751,676,572円
U B Pトルコ株式ファンド	- 円	1,285,090円
（合計）	6,442,276,871円	13,752,961,662円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成23年4月1日 至平成23年9月5日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	605,440,629
投資証券	59,840,403
合計	665,281,032

（自平成23年9月6日 至平成24年3月5日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	16,026,640
投資証券	23,985,108
合計	40,011,748

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ ）株式

次表の通りです。

平成24年3月5日現在

種類	銘 柄	株数	評価単価	評価金額	備考
トルコ・リラ	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	332,000	26.10	8,665,200.00	-
	AKBANK T.A.S.	2,568,000	7.06	18,130,080.00	-
	ARCELIK A.S.	392,000	7.74	3,034,080.00	-
	AYGAZ AS	158,000	9.34	1,475,720.00	-
	YAPI VE KREDI BANKASI	2,014,000	3.38	6,807,320.00	-
	HACI OMER SABANCI HOLDING	2,080,000	7.46	15,516,800.00	-
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	96,497	16.40	1,582,550.80	-
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	570,000	4.08	2,325,600.00	-
	DOGAN SIRKETLER GRUBU HLDGS	3,260,000	0.73	2,379,800.00	-
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	298,000	42.90	12,784,200.00	-
	TRAKYA CAM SANAYII AS	1,240,000	2.85	3,534,000.00	-
	KOC HOLDING AS	1,250,000	7.30	9,125,000.00	-
	TURKIYE IS BANKASI-C	4,018,000	4.16	16,714,880.00	-
	TURKIYE GARANTI BANKASI	4,876,000	6.76	32,961,760.00	-
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	335,000	7.64	2,559,400.00	-
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	1,163,000	9.52	11,071,760.00	-
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	680,437	3.51	2,388,333.87	-
	TURK HAVA YOLLARI AO	1,062,000	2.62	2,782,440.00	-
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	1,451,000	3.13	4,541,630.00	-
	TURK TRAKTOR VE ZIRAAT MAKIN	45,000	37.10	1,669,500.00	-
	DOGUS OTOMOTIV SERVIS VE TIC	334,000	4.17	1,392,780.00	-

	DOGAN YAYIN HOLDING	760,000	0.69	524,400.00	-
	KARDEMIR KARABUK DEMIR-CL D	2,303,000	0.89	2,049,670.00	-
	AKENERJI ELEKTRIK URETIM AS	130,000	2.32	301,600.00	-
	EIS ECZACIBASI ILAC SINAI VE FINASAL YATIRIMLAR SANAY I VE TICARE	1,120,000	1.94	2,172,800.00	-
	ANADOLU HAYAT EMEKLILIK	309,600	3.82	1,182,672.00	-
	ALBARAKA TURK KATILIM BANKAS	236,000	1.96	462,560.00	-
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	267,836	8.94	2,394,453.84	-
	TURKIYE HALK BANKASI	878,000	12.15	10,667,700.00	-
	TEKFEN HOLDING AS	751,237	5.88	4,417,273.56	-
	ASYA KATILIM BANKASI AS	692,000	1.83	1,266,360.00	-
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	795,000	5.12	4,070,400.00	-
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	86,000	62.00	5,332,000.00	-
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	929,000	7.46	6,930,340.00	-
	TURKIYE SINAI KALKINMA BANK	979,074	2.20	2,153,962.80	-
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	104,000	34.40	3,577,600.00	-
	KOZA ANADOLU METAL MADENCILI	600,000	2.96	1,776,000.00	-
	PINAR ENTEGRE ET VE UN SANAY	742,183	6.52	4,839,033.16	-
	YAZICILAR HOLDING AS-A	117,000	13.00	1,521,000.00	-
	KARSAN OTOMOTIV	467,000	1.31	611,770.00	-
	KAREL ELEKTRONIK SANAYI VE	173,900	2.75	478,225.00	-
	IS FINANSAL KIRALAMA AS	3,490,000	1.11	3,873,900.00	-
	NET TURIZM TICARET VE SANAYI	2,200,000	0.78	1,716,000.00	-
	BAGFAS BANDIRMA GUBRE FABRIK	3,500	170.00	595,000.00	-
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	120,000	9.38	1,125,600.00	-
	AKFEN HOLDING AS	90,302	9.80	884,959.60	-
	KOZA ANADOLU METAL MADEN-NEW	1,060,000	2.90	3,074,000.00	-
トルコ・リラ 通貨計				229,442,114.63	-
				(10,568,103,800円)	-
ファンド計				(10,568,103,800円)	-

（ ）株式以外の有価証券
次表の通りです。

平成24年3月5日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価単価	評価金額	備考
投資証券	トルコ・リラ	IS GAYRIMENKUL YATIRIM ORTAK	2,584,333	1.21	3,127,042.93	-
		KILER GAYRIMENKUL YATIRIM OR	181,300	3.10	562,030.00	-
		EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	1,670,000	2.35	3,924,500.00	-
	小計（トルコ・リラ）	銘柄数：3			7,613,572.93	-
					(350,681,169円)	-
	ファンド計	銘柄数：3			(350,681,169円)	-

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

（注2）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率（％）	合計額に対する比率（％）
トルコ・リラ	株式 47銘柄	92.50	96.79
トルコ・リラ	投資証券 3銘柄	3.07	3.21
合計	50銘柄	95.57	100.00

組入時価比率は通貨種類毎の組入時価の純資産に対する比率、合計額に対する比率は外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年3月30日現在

資産総額（円）	15,063,314,156
負債総額（円）	107,974,040
純資産総額（－）（円）	14,955,340,116
発行済数量（口）	17,967,234,953
1単位当り純資産額（／）（円）	0.8324

< 参 考 >

純資産額計算書

ライジング・トルコ株式マザーファンド

平成24年3月30日現在

資産総額（円）	14,473,798,689
負債総額（円）	0
純資産総額（－）（円）	14,473,798,689
発行済数量（口）	17,212,508,031
1単位当り純資産額（／）（円）	0.8409

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成24年3月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間における主な資本金の額の増減	

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

（2）会社の機構（平成24年4月1日現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

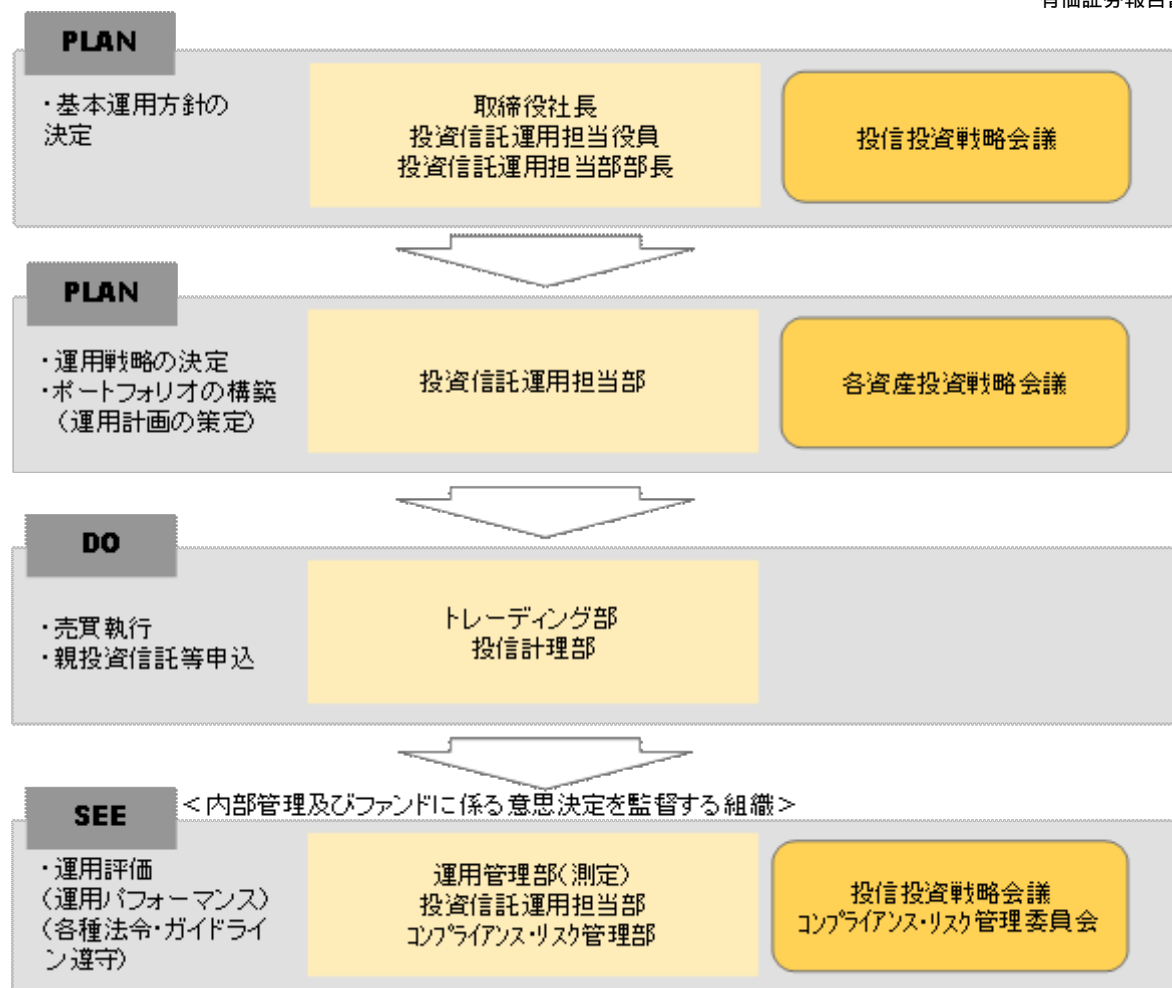
取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・ 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
 - ・ 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。
- 銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
 - ・ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成24年3月末現在、計75本（追加型株式投資信託71本、単位型株式投資信託4本）であり、その純資産総額の合計は256,165百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表及び第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金		877,030	1,405,679
2 前払費用		50,824	48,213
3 未収還付法人税等		1,581	-
4 未収委託者報酬		476,968	454,473
5 未収運用受託報酬		134,196	218,965
6 未収収益		-	24
7 その他		873	657
流動資産合計		1,541,475	2,128,013
固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 建物	* 1	82,905	81,367
(2) 器具備品	* 1	51,683	47,612
有形固定資産合計		134,588	128,980
2 無形固定資産			
(1) 電話加入権		4,535	4,535
(2) 意匠権		-	15
無形固定資産合計		4,535	4,550
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		19,525	25,013
(2) 関係会社株式		-	41,085
(3) 長期差入保証金		155,088	193,917
(4) その他		23	24
投資その他の資産合計		174,637	260,040
固定資産合計		313,761	393,571
資産合計		1,855,236	2,521,585

		前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			4,849		5,196
2 未払金					
(1) 未払手数料	* 2	212,825		205,358	
(2) その他未払金	* 2	55,836	268,661	81,409	286,767
3 未払費用	* 2		115,162		165,776
4 未払消費税等			2,553		21,571
5 未払法人税等			5,952		7,947
6 賞与引当金			77,031		38,191
流動負債合計			474,211		525,451
固定負債					
1 退職給付引当金			20,735		27,191
2 資産除去債務			-		7,233
3 繰延税金負債			315		-
固定負債合計			21,050		34,424
負債合計			495,262		559,876
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			504,824		504,824
(2) その他資本剰余金			-		840,448
資本剰余金合計			504,824		1,345,273
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			695,310		931,993
利益剰余金合計			695,310		931,993
株主資本合計			1,359,514		1,963,280
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			460		1,571
評価・換算差額等合計			460		1,571
純資産合計			1,359,974		1,961,708
負債・純資産合計			1,855,236		2,521,585

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		1,981,466		2,087,471	
2 運用受託報酬	* 1	847,294	2,828,761	1,119,624	3,207,095
営業費用					
1 支払手数料	* 1	905,690		983,355	
2 広告宣伝費		8,546		18,473	
3 公告費		1,105		4,353	
4 調査費		645,734		815,932	
(1) 調査費	* 1	311,467		375,917	
(2) 委託調査費	* 1	332,781		438,375	
(3) 図書費		1,485		1,640	
5 営業雑経費		105,417		153,663	
(1) 通信費		17,093		22,499	
(2) 印刷費		81,793		124,238	
(3) 諸会費		6,530	1,666,494	6,926	1,975,779
一般管理費					
1 給料		823,238		866,979	
(1) 役員報酬	* 2	27,399		35,800	
(2) 給料・手当		636,601		742,301	
(3) 賞与		159,237		88,877	
2 福利厚生費		100,145		84,635	
3 交際費		1,872		2,994	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		18,119		24,139	
6 法人事業税		5,590		8,453	
7 租税公課		4,707		5,779	
8 不動産賃借料		157,467		193,932	
9 退職給付費用		14,274		23,281	
10 賞与引当金繰入		77,031		38,191	

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		31,867		43,760	
12 移転費用		31,195		-	
13 諸経費	* 1	164,179	1,429,789	146,951	1,439,200
営業損失（ ）			267,522		207,884
営業外収益					
1 受取配当金		216		237	
2 受取利息		554		261	
3 有価証券売却益		-		362	
4 有価証券償還益		-		22	
5 為替差益		50		-	
6 雑益		3,379	4,200	1,432	2,315
営業外費用					
1 為替差損		-		1,783	
2 有価証券償還損		32		-	
3 雑損		157	190	2	1,785
経常損失（ ）			263,512		207,354
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	15,990		241	
2 その他特別損失	* 4	413,708	429,698	26,796	27,038
税引前当期純損失（ ）			693,211		234,392
法人税、住民税及び事業税			2,099		2,290
当期純損失（ ）			695,310		236,682

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,550,000
当期変動額		
新株の発行	350,000	-
当期変動額合計	350,000	-
当期末残高	1,550,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	504,824
当期変動額		
新株の発行	350,000	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	302,146	-
当期末残高	504,824	504,824
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
資本準備金からその他資本剰余金への振替	47,853	-
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	-	840,448
当期末残高	-	840,448
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	504,824
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
新株の発行	350,000	-
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	302,146	840,448
当期末残高	504,824	1,345,273

	前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,895	-
当期変動額		
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	33,895	-
当期変動額合計	33,895	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	81,748	695,310
当期変動額		
当期純損失（ ）	695,310	236,682
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	33,895	-
当期変動額合計	613,562	236,682
当期末残高	695,310	931,993
利益剰余金合計		
前期末残高	47,853	695,310
当期変動額		
当期純損失（ ）	695,310	236,682
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	647,457	236,682
当期末残高	695,310	931,993
株主資本合計		
前期末残高	1,354,824	1,359,514
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
新株の発行	700,000	-
当期純損失（ ）	695,310	236,682
当期変動額合計	4,689	603,765
当期末残高	1,359,514	1,963,280

	前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金		
前期末残高	117	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	577	2,031
当期変動額合計	577	2,031
当期末残高	460	1,571
評価・換算差額等合計		
前期末残高	117	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	577	2,031
当期変動額合計	577	2,031
当期末残高	460	1,571
純資産合計		
前期末残高	1,354,706	1,359,974
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
新株の発行	700,000	-
当期純損失（　）	695,310	236,682
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	577	2,031
当期変動額合計	5,267	601,734
当期末残高	1,359,974	1,961,708

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)								
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) ----- (2) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。 (3) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="236 949 606 1025"> <tr> <td>建物</td><td>3 ～ 15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 ～ 20年</td></tr> </table> (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月 31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	建物	3 ～ 15年	器具備品	3 ～ 20年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式は、移動平均法による原価法によっております。 (2) 同左 (3) 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="896 949 1267 1025"> <tr> <td>建物</td><td>15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 ～ 20年</td></tr> </table> (2) リース資産 同左 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左	建物	15年	器具備品	3 ～ 20年
建物	3 ～ 15年								
器具備品	3 ～ 20年								
建物	15年								
器具備品	3 ～ 20年								

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。 5．消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	4．引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 5．消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
----- -----	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失、経常損失はそれぞれ1,067千円、税引前当期純損失は1,496千円増加しております。 (企業結合に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
-----	(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記しておりました「未収 還付法人税等」(当事業年度548千円)は、資産の 総額の100分の1以下であるため、当事業年度より 流動資産の「その他」に含めて表示しておりま す。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 6,200千円 器具備品 35,609千円	建物 21,783千円 器具備品 59,352千円
* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。	* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。
未払手数料 2,857千円 その他未払金 10,000千円	その他未払金 10,000千円 未払費用 5,846千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																												
* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>7,029千円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>11,536千円</td></tr> <tr> <td>調査費</td><td>1,647千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>20,000千円</td></tr> <tr> <td>諸経費</td><td>494千円</td></tr> </table> * 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>200,000千円以内</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>50,000千円以内</td></tr> </table> * 3 . 固定資産除却損は建物7,422千円、器具備品8,567千円であります。 * 4 . その他特別損失は、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）に係る仲裁判断に基づき支払った金額であります。 本件は、平成21年 4 月28日に、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされたことに関連して、当社及び申立人らが進めておりました和解あっせん手続に関するものであります。当社及び和解あっせん申立人らによる協議の結果、平成21年12月21日に仲裁合意が成立し仲裁手続に移行し平成22年 1 月22日になされた仲裁判断に基づいて、当社が和解あっせん申立人らに対して支払いを行い、これを特別損失として計上したものであります。	運用受託報酬	7,029千円	支払手数料	11,536千円	調査費	1,647千円	委託調査費	20,000千円	諸経費	494千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内	* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>4,157千円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>5,745千円</td></tr> <tr> <td>調査費</td><td>721千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>53,500千円</td></tr> <tr> <td>諸経費</td><td>2,670千円</td></tr> </table> * 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>200,000千円以内</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>50,000千円以内</td></tr> </table> * 3 . 固定資産除却損は器具備品241千円であります。 * 4 . その他特別損失は、受入出向者負担金の見直しに伴う過年度影響額26,368千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額428千円であります。	運用受託報酬	4,157千円	支払手数料	5,745千円	調査費	721千円	委託調査費	53,500千円	諸経費	2,670千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内
運用受託報酬	7,029千円																												
支払手数料	11,536千円																												
調査費	1,647千円																												
委託調査費	20,000千円																												
諸経費	494千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												
運用受託報酬	4,157千円																												
支払手数料	5,745千円																												
調査費	721千円																												
委託調査費	53,500千円																												
諸経費	2,670千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,860株	7,000株	- 株	16,860株

（注）当事業年度に増加しました7,000株は、平成21年12月29日に実施しました株主割当による新株発行であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,860株	7,225株	- 株	24,085株

（注）当事業年度に増加しました7,225株は、平成22年10月1日付のゼスト・アセットマネジメント株式会社との合併に伴う新株発行であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)				当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)			
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	22,549	13,319	9,229	器具備品	22,549	17,829	4,720
合計	22,549	13,319	9,229	合計	22,549	17,829	4,720
未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 4,716千円 1 年超 5,141千円 合計 9,857千円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 5,699千円 減価償却費相当額 5,076千円 支払利息相当額 598千円				未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 4,254千円 1 年超 886千円 合計 5,141千円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 5,069千円 減価償却費相当額 4,509千円 支払利息相当額 353千円			

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はあ りません。	減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 （減損損失について） 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況について経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	877,030	877,030	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	3,775	3,775	-
資産計	880,806	880,806	-

注1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額によっております。

注２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
長期差入保証金	155,088

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

注３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	876,774	-	-	-
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	1,028	1,534	-	-
合計	877,802	1,534	-	-

注４．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,405,679	1,405,679	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	9,263	9,263	-
資産計	1,414,942	1,414,942	-

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
関係会社株式	41,085
長期差入保証金	193,917

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	1,405,302	-	-	-
(2) 投資有価証券				
其他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	-	-	8,408
合計	1,405,302	-	-	8,408

注4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,775	3,000	775
	小 計	3,775	3,000	775
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合計		3,775	3,000	775

5．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（子会社株式 貸借対照表計上額41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,263	10,835	1,571
	小 計	9,263	10,835	1,571
合計		9,263	10,835	1,571

5．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	2,362	366	4
合計	2,362	366	4

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）																
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>20,735千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>20,735千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>14,274千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>14,274千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。 5．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	20,735千円	退職給付引当金	20,735千円	勤務費用等	14,274千円	退職給付費用	14,274千円	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>27,191千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>27,191千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>23,281千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>23,281千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 5．同左	退職給付債務	27,191千円	退職給付引当金	27,191千円	勤務費用等	23,281千円	退職給付費用	23,281千円
退職給付債務	20,735千円																
退職給付引当金	20,735千円																
勤務費用等	14,274千円																
退職給付費用	14,274千円																
退職給付債務	27,191千円																
退職給付引当金	27,191千円																
勤務費用等	23,281千円																
退職給付費用	23,281千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 356,999	繰越欠損金 451,478
ソフトウェア損金算入限度超過額 54,329	ソフトウェア損金算入限度超過額 64,476
賞与引当金 31,344	未払費用否認 15,722
退職給付引当金 8,437	賞与引当金 15,540
未払費用否認 3,327	退職給付引当金 11,064
繰延資産償却超過額 2,395	その他 8,882
未払事業税否認 1,568	繰延税金資産小計 567,163
未払事業所税否認 481	評価性引当額 564,829
その他 136	繰延税金資産合計 2,334
繰延税金資産小計 459,019	
評価性引当額 459,019	繰延税金負債
繰延税金資産合計 -	固定資産除去価額 2,334
	繰延税金負債合計 2,334
繰延税金負債	繰延税金資産（負債）の純額 -
その他有価証券評価差額金 315	
繰延税金負債合計 315	
繰延税金資産（負債）の純額 315	
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

共通支配下の取引等

1．取引の概要

（1）結合当事企業及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 ゼスト・アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資顧問業

（2）企業結合日

平成22年10月 1 日

（3）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

（4）結合後企業の名称

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

（5）その他取引の概要に関する事項

平成22年 4 月 1 日に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は、株式移転により共同持株会社であるNKSJホールディングス株式会社を設立し経営統合いたしました。当社はNKSJグループの資産運用機能の集中及び強化を図る目的で、平成22年10月 1 日に日本興亜損害保険株式会社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併いたしました。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づく、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.68%～1.79%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注）	5,685千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	1,438千円
時の経過による調整額	109千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
その他増減額	- 千円
当事業年度末残高	7,233千円

（注）当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

（追加情報）

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

セグメント情報

前事業年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	167,685	-
日本興亜損害保険株式会社	106,182	-
株式会社損害保険ジャパン	73,474	-

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	（被所有） 直接70%	1．株主割当増資による新株の発行（注1）	増資の受け入れ	490,000	-	-
						2．投資顧問契約に基づく資産運用の助言及び一任（注2）	運用受託報酬の受取り	7,029	-	-
						3．投資信託に係る事務代行の委託等（注3）	投信代行手数料の支払い	11,536	未払手数料	2,857
						4．保険契約（注4）	損害保険料の支払い	494	-	-
						5．LANの利用（注5）	LAN利用料の支払い	1,647	-	-
その他の関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,297	資産運用会社（持株会社）	（被所有） 直接30%	1．株主割当増資による新株の発行（注1）	増資の受け入れ	210,000	-	-
						2．株式投資に関する情報提供契約（注6）	情報料の支払い	20,000	その他未払金	10,000

注1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）株主割当増資による新株の発行は、平成21年12月29日を払込期日として、1株当たり100,000円の発行価額で7,000株の新株発行を行ったものであります。

（注2）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注3）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）損害保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注5）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注6）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1)	運用受託報酬の受取り	153,065	未収運用受託報酬	83,134
						2. 団体定期保険の契約(注2)	生命保険料の支払い	648	-	-
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3)	投資顧問料の支払い	27,766	未払費用	6,300
						2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手数料の支払い	214,049	未払手数料	52,605
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	51,962	未払費用	16,264

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社損害保険ジャパン（当事業年度末においては、金融商品取引所には上場しておりません。）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

記載すべき重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,000	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	106,182	未収運用受託報酬	52,949

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NKSJホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

なお、当社の親会社は平成22年10月1日付で株式会社損害保険ジャパンからNKSJホールディングス株式会社に異動しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	当事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
1株当たり純資産額 80,662.77円 1株当たり当期純損失金額（ ） 57,025.37円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 81,449.39円 1株当たり当期純損失金額（ ） 11,561.28円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	当事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
当期純損失（ ）（千円）	695,310	236,682
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	695,310	236,682
期中平均株式数（株）	12,193	20,472

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		1,471,054
2 未収委託者報酬		421,645
3 未収運用受託報酬		399,746
4 未収収益		38
5 その他		63,205
流動資産合計		2,355,690
固定資産		
1 有形固定資産	1	110,561
2 無形固定資産		4,543
3 投資その他の資産		
(1) 長期差入保証金		193,917
(2) その他		66,702
投資その他の資産合計		260,619
固定資産合計		375,725
資産合計		2,731,415

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		5,329
2 未払金		
(1) 未払手数料		184,958
(2) その他未払金		86,311
未払金合計		271,270
3 未払費用		230,761
4 未払法人税等		6,551
5 賞与引当金		45,274
6 その他	2	33,575
流動負債合計		592,762
固定負債		
1 退職給付引当金		32,087
2 資産除去債務		7,297
固定負債合計		39,385
負債合計		632,147
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		136,984
利益剰余金合計		136,984
株主資本合計		2,100,264
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		996
評価・換算差額等合計		996
純資産合計		2,099,268
負債・純資産合計		2,731,415

(2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
1 委託者報酬		1,162,976	
2 運用受託報酬		1,076,480	2,239,456
営業費用			
1 支払手数料		547,767	
2 広告宣伝費		8,914	
3 公告費		1,006	
4 調査費		526,024	
(1) 調査費		249,238	
(2) 委託調査費		275,220	
(3) 図書費		1,565	
5 営業雑経費		72,852	
(1) 通信費		10,991	
(2) 印刷費		55,612	
(3) 諸会費		6,249	1,156,564
一般管理費			
1 給料		608,611	
(1) 役員報酬		21,499	
(2) 給料・手当		566,120	
(3) 賞与		20,991	
2 福利厚生費		43,420	
3 交際費		2,952	
4 旅費交通費		16,241	
5 法人事業税		5,406	
6 租税公課		4,006	
7 不動産賃借料		115,821	
8 退職給付費用		16,588	
9 賞与引当金繰入		45,274	
10 固定資産減価償却費	1	19,598	
11 諸経費		64,225	942,147
営業利益			140,744

		第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業外収益			
1 受取配当金		90	
2 受取利息		99	
3 雑益		20	209
営業外費用			
1 為替差損		815	
2 雑損		2,008	2,824
経常利益			138,130
特別利益		-	-
特別損失		1	1
税引前中間純利益			138,129
法人税、住民税及び事業税			1,145
中間純利益			136,984

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間
(自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日)

株主資本

資本金

当期首残高	1,550,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,550,000

資本剰余金

資本準備金

当期首残高	504,824
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ 振替	91,544
当中間期変動額合計	91,544
当中間期末残高	413,280

その他資本剰余金

当期首残高	840,448
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ 振替	91,544
欠損填補	931,993
当中間期変動額合計	840,448
当中間期末残高	-

資本剰余金合計

当期首残高	1,345,273
当中間期変動額	
欠損填補	931,993
当中間期変動額合計	931,993
当中間期末残高	413,280

利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高	931,993
当中間期変動額	
欠損填補	931,993
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	1,068,977
当中間期末残高	136,984

第26期中間会計期間
（自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日）

利益剰余金合計	
当期首残高	931,993
当中間期変動額	
欠損填補	931,993
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	1,068,977
当中間期末残高	136,984
株主資本合計	
当期首残高	1,963,280
当中間期変動額	
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	136,984
当中間期末残高	2,100,264
評価・換算差額等	
其他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,571
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	574
当中間期変動額合計	574
当中間期末残高	996
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,571
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	574
当中間期変動額合計	574
当中間期末残高	996
純資産合計	
当期首残高	1,961,708
当中間期変動額	
中間純利益	136,984
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	574
当中間期変動額合計	137,559
当中間期末残高	2,099,268

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)				
1．資産の評価基準及び評価方法 2．固定資産の減価償却の方法 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 4．引当金の計上基準 5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券 (1) 子会社株式は、移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券のうち、時価のあるものについては、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 (3) その他有価証券のうち、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 (1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	建物	15年	器具備品	3～20年
建物	15年				
器具備品	3～20年				

追加情報

第27期中間会計期間
(自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	100,612千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 19,591千円 無形固定資産 7千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2．配当に関する事項

当中間会計期間における剰余金の配当金支払額はありません。

（リース取引関係）

第27期中間会計期間
（自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	中間期末残高相当額 (千円)
器具備品	19,039	16,574	2,465
合計	19,039	16,574	2,465

未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内 2,698千円

1 年超 - 千円

合計 2,698千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 2,534千円

減価償却費相当額 2,254千円

支払利息相当額 92千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金・預金	1,471,054	1,471,054	-
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	9,838	9,838	-
資産計	1,480,892	1,480,892	-

注1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
関係会社株式	41,085

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

1．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差 額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,838	10,835	996
	小 計	9,838	10,835	996
合計		9,838	10,835	996

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	7,233千円
時の経過による調整額	64千円
当中間会計期間末残高	7,297千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	313,317	-
日本興亜損害保険株式会社	256,513	-
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社（注）	85,521	-

（注）損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は、平成23年10月1日に日本興亜生命保険株式会社と合併し、商号をNKSJひまわり生命保険株式会社に変更しております。

（１株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）	
１株当たり純資産額	87,160円80銭
１株当たり中間純利益金額	5,687円55銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
中間純利益	136,984千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	136,984千円
普通株式の期中平均株式数	24,085株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,369百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（単位：百万円、平成23年9月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー

資本金の額

3億スイスフラン（平成23年12月末現在）

24,807百万円（1スイスフラン＝82.69円換算）

事業の内容

ジュネーブに本店を置く欧州大手金融機関。傘下に、プライベートバンキング部門、アセットマネジメント部門、財務部門、オペレーション部門を抱え、アセットマネジメント部門では、伝統的資産運用に加え、マルチアセット・ポートフォリオ運用、オルタナティブ運用も手がけています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

（３）投資顧問会社

委託会社より当ファンドのマザーファンドである「ライジング・トルコ株式マザーファンド」のトルコ株式等の運用の指図に係る権限の委託を受け、トルコ株式等にかかる投資判断及び発注を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成23年12月2日	有価証券報告書 有価証券届出書の訂正届出書
------------	--------------------------

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月1日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライジング・トルコ株式ファンドの平成23年9月6日から平成24年3月5日までの第2期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライジング・トルコ株式ファンドの平成24年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月2日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（旧会社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（旧会社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社）の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。